

奨学生規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、本校に在学する生徒で向学心に燃え、心身共に健全な者及び経済的理由により納付金の支弁が困難と認められる者に、就学条件の緩和を図るため納付金を減免し、もって有用な人材を育成することを目的とする。

(種 類)

第 2 条 この規程における奨学生制度は次のとおりとする。

1. 米子北高等学校学業奨学生（以下学業奨学生という。）
2. 米子北高等学校体育奨学生（以下体育奨学生という。）
3. 米子北高等学校部活動奨学生（以下部活動奨学生という。）
4. 米子北高等学校授業料等減免生（以下授業料等減免生という。）
5. 米子北高等学校交通遺児等授業料減免生
(以下交通遺児等授業料減免生という。)
6. 米子北高等学校文化奨学生（以下文化奨学生という。）
7. 米子北高等学校特別奨学生
(以下特別奨学生という。平成20年度生より)

(奨 学 生)

第 3 条 この規程において奨学生とは、前条の奨学生制度につき、米子北高等学校奨学生審査委員会（以下委員会という。）が選考して決定した生徒をいう。
選考結果は通知するものとする。（様式-111・112・113・114）

(資 格)

第 4 条 この規程における奨学生は、次の各項にあげる要件をそなえている者のうちから、前条の奨学生制度の審査に基き決定する。

1. 学業奨学生
 - イ. 学業優秀・品行方正で他の生徒の範となるべき者であること。
 - ロ. 一年時については、特別進学コース及び看護科推薦入学者であって、出身中学校長の推薦を受け、入試成績の優れている者であること。
 - ハ. 二・三年時については、前年度の成績・性行を総合判断し、所属する学年会の推薦を得た者であること。

2. 体育奨学生

- イ. 学業・品行ともに本校を代表する選手としてふさわしい者であること。
- ロ. 中学校在学中、運動部に所属し、公認の場において優秀な成績・記録をあげた者であること。
- ハ. 特に健康にすぐれ、強度の練習や負担に耐える体力をもつ者であること。
- ニ. 本校において、引き続き自己の技量を伸ばす意志をもつ者であること。
- ホ. 出願時の推薦入学者に限り、かつ出身中学校長の推薦を得た者であること。

3. 部活動奨学生

- イ. 学業・品行ともに本校を代表するにふさわしい者であること。
- ロ. 部活動等において、特に優秀な成績をあげた者であること。
- ハ. クラブ顧問会の推薦を得た者であること。

4. 授業料等減免生

- イ. 進級又は卒業の見込みがあり、かつ性行が正しいこと。
- ロ. 経済的理由により、授業料等の支弁が困難であると認められる者であること。他に、鳥取県私立高等学校等生徒授業料等減免補助金交付要綱による。

5. 交通遺児等授業料減免生

交通遺児等（児童福祉法に規定する保護者又は里親が自動車事故により死亡又は自動車損害賠償保障法施行令の後遺症第1級～第3級までに該当することになった者の子弟）の学資負担者の生活困窮程度が次のいずれかの一つに該当すること。

- イ. 生活保護法に規定する被保護者。
- ロ. 所得税法の規定により、所得税を納付していない者。
- ハ. イ及びロにあげる者と同程度に、生活が困窮していると認められる者。他に、鳥取県私立高等学校等生徒授業料等減免補助金交付要綱による。

6. 文化奨学生

- イ. 学業・品行ともに本校を代表するにふさわしい者であること。
- ロ. 中学校在学中、文化部に所属し、公認の場において優秀な成績をあげた者であること。
- ハ. 本校において、引き続き自己の技量を伸ばす意志をもつ者であること。
- ニ. 出願時の推薦入学者に限り、かつ出身中学校長の推薦を得た者であること。

7. 特別奨学生

普通科の推薦入試を志願する者で、中学校において体育・文化の部活動で顕著な成績を得た者。

(人 数)

第 5 条 各奨学生の人数は各年度の予算内において、委員会の審議に基づき校長が決定する。

(減 免 額)

第 6 条 奨学生の減免額は、月額納付金全額あるいは一部とする。

- イ. 学 業 奨学生・・・納付金全額又はその一部を免除する。
但し、看護専攻科生は納付金の一部を免除とする。
- ロ. 体 育 奨学生・・・納付金全額又はその一部を免除する。
- ハ. 部活動奨学生・・・納付金の一部を免除する。
- ニ. 授業料等減免生・・・授業料全額及び納付金の一部又は授業料の一部を免除する。
- ホ. 交通遺児等授業料減免生・・・授業料全額を免除する。
- ヘ. 文 化 奨学生・・・納付金全額又はその一部を免除する。
- ト. 特別奨学生・・・納付金の一部を免除する。

(期 間)

第 7 条 奨学生の指定期間は、一年間（年度初めから年度末まで）とする。
但し、さらに継続して指定を希望することは妨げない。

(重 複)

第 8 条 重複受給については、（別表-23）により定める。

(資格取消し)

第 9 条 校長は、奨学生が第 4 条にあげる要件を欠いた場合、委員会の審議に基づき、その指定を取消することができる。

(委員会の組織及び選考方法)

第 10 条 委員会は、本校各年度の運営委員会のメンバーをもって組織し、校長が招集する。

(申請)

第 11 条 奨学生の指定を希望する者は、次に定める書類を添えて、理事長（校長）に申請するものとする。

但し、継続して指定を希望する場合は、次に定める書類を必要としないこともある。

1. 学業奨学生・体育奨学生・部活動奨学生・文化奨学生・特別奨学生
 - イ. 推薦書（学年会）（出身中学校長、様式120）（クラブ顧問会）
2. 授業料等減免生・交通遺児等授業料減免生
 - イ. 申請書（様式－116）
 - ロ. 家庭状況調査書（様式－122）
 - ハ. 所得証明書（市町村長、様式－117）
- 二. 生活保護証明書（福祉事務所長、該当世帯子弟のみ）
- ホ. 交通事故証明書（自動車安全運転センター所長・市町村長・民生委員、該当世帯子弟のみ）
- へ. 交通事故死亡証明書（市町村長・民生委員、該当世帯子弟のみ）
- ト. 交通事故後遺障害者手帳写し（該当世帯子弟のみ）

(誓約書)

第 12 条 奨学生に指定された者は、誓約書（様式－127）を校長に提出しなければならない。

(辞 退 届)

第13条 第9条による資格取消し、及び諸事情により辞退をする場合は、
奨学生辞退届（様式-128）を校長に提出しなければならない。

附 則

1. この規程は、昭和54年4月1日から施行する。
2. この規程は、昭和61年4月1日一部改定する。
3. この規程は、昭和63年4月1日一部改定する。
4. この規程は、平成3年4月1日一部改定する。
5. この規程は、平成13年4月1日一部改定する。
6. この規程は、平成14年4月1日一部改定する。
7. この規程は、平成17年4月1日一部改訂する。
8. この規程は、平成20年4月1日一部改訂する。
9. この規程は、平成21年12月8日に一部改正し、
平成21年4月1日より適用する。